

# 高等学校等就学支援金事務に関するQ & A

このQ&Aは、これまでに問い合わせが多く寄せられた内容を整理したものです。

さらに具体的な内容については、文部科学省ホームページ（[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/1289236.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1289236.htm)）をご覧ください。

## Q 1 就学支援金を全ての生徒に支給するのはなぜか。

高等学校進学者は98%を超えており、その教育の成果は社会全体に還元されるものであることから、家庭の状況に関わりなく、全ての意志ある人の学びを社会全体で支えていくとの考えによるものです。

各学校におかれては、このような制度の趣旨を生徒・保護者に指導していただくようお願いいたします。

## Q 2 就学支援金はいつから支給されるのか。

平成22年4月からの制度開始を目指しています。4月から制度が開始された場合、4月下旬～5月上旬には各学校に就学支援金が届くよう準備を進めていきます。

各学校におかれては、このことを踏まえ、22年度当初の授業料徴収においても、できるかぎりあらかじめ支援金分を減額した形で徴収いただくようお願いいたします。

## Q 3 支給を受けることのできない場合を具体的に示してほしい。

一度高等学校等を卒業した者、及び36ヶ月（4年制の定時制・通信制高校は48ヶ月）を超えて就学支援金の対象となる高等学校等に在籍している者（他校を中退している場合を含む。）については支給を受けることはできません。

## Q 4 申請にあたって保護者の同意は必要ないのか。また、生徒から資格申請書が出されない場合はどうするのか。

就学支援金の受給権者は生徒本人であり、保護者の同意は必要ありません。したがって学校で生徒本人に書かせることも可能であり、申請書が出されないことは想定していませんが、仮に自らの明確な意思に基づいて資格申請を行わない場合には支援金は支給できません。なお、やむを得ない事由（被災など）で申請ができない場合には救済措置を講じることとしています。

## Q 5 いわゆる「特待生」の扱いはどうなるのか。

授業料の免除により、授業料支払いの債務が発生していない生徒には就学支援金は支払われません。授業料の支払いがある生徒については、その額を限度として支援金が支給されます。

**Q 6 低所得世帯は具体的にどのように把握するのか。**

対象世帯からの申請に基づいて行います(全ての生徒の所得を把握する必要はありません。)具体的には、申請を行う世帯から、市町村が発行する課税証明書等を提出していただき、保護者の市町村民税所得割額(父母を合算)が以下の要件を満たしているかどうかを確認します。

1～6月分の支給のためには、前々年の課税証明、7～12月分の支給のためには、6月に発行される前年の課税証明が必要となります。

なお、確認の時期は、新入生については4月と6月、在校生については、毎年6月にお願いします。(22年度は全員が4月と6月)

	支給額	市町村民税所得割額
250万未満相当	237,600円	非課税
250～350万未満相当	178,200円	18,900円

**Q 7 低所得世帯の把握を4月と6月の2回行うことになっているが、6月の1回でよいのではないか。**

低所得世帯の確認は直近の所得状況に基づいて行いますが、前年の市町村民税額が確定するのが6月であることから、新入生については、入学当初から加算を行うためには、前々年度の所得に基づいて手続きを行う必要があります。したがって、3年間の在学中に4回(1年生2回、2・3年生各1回)の把握が求められることとなります。

世帯の経済状況によっては、加算が確定する時期が遅れることにより、就学に支障をきたす場合もあると思われるため、できるだけ早く手続きをできるようにすることが必要と考えています。

(なお、平成22年度については、在生学生も同様の手続きが必要です。)

**Q 8 単位制高校で単位あたりで授業料が設定されている場合、どのように扱われるのか。**

国が単位あたりの支給額を設定し、一定の計算方法により月額制と同等の額を支給します。

**Q 9 授業料を全額納入させ、就学支援金が交付された後で返金したり、後日納入分において相殺することはできないのか。**

各学校の事情に応じて、上記のような方法をとることも可能ですが、制度の趣旨にかんがみ、各世帯における負担を年度当初より軽減する観点から、できるだけ、あらかじめ支援金分を減額した形で授業料を徴収していただきますようお願いいたします。

**Q 10 各学校に事務費は交付されるのか。**

就学支援金の交付に係る事務経費は国から各都道府県に一括して交付されます。具体的な学校への事務費の交付は各都道府県の判断によりますが、予算上は申請書の処理等に係る事務費が積算されています。